## お送りいただく証明書類について

- 1.原状回復費用(修理費用)の実費をご負担されたことが確認できる書類 幕石等の修理にかかる領収書(原本)
- 2.墓石等の存在が確認できる写真

墓地区画ごとに、以下3点すべての写真(原本)。

墓地区画全体の写真

墓銘がわかる写真

(平成23年3月11日以前に)直近で埋葬された方のお名前がわかる写真

3.墓地区画の所在地が確認できる書類

ご請求者さまが修理された墓石等が存在する墓地の区分(1)~(4)に応じて、墓地区画の所在地が確認できる書類のうち、いずれか1つ。

- (1)寺院・民営・公営墓地
  - ・埋蔵証明書(原本)
  - ・永代使用許可書(写し)
  - ・墓地使用証明書(当社書式)
  - \* これらの証明書類に所在地の記載がない場合は、墓地区画の所在地(番地まで)が記載されたパンフレットやホームページの写しを併せてお送りください。
- (2)村落・共同墓地
  - ・埋蔵証明書(原本)
  - ・永代使用許可書(写し)
  - ・墓地管理組合の規程または約款の写し(墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し)
  - ・組合の看板の写真(墓地の名称および墓地区画の所在地が確認できる箇所の写し)
  - \* <u>すでにお手元にある場合のみ</u>、墓地の名称および墓地区画の所在地のわかるページ(写し) をお送りください。
- (3)個人墓地(ご自身以外の方の土地)
  - ・土地使用に関する契約書(写し) 土地使用貸借契約書など
  - ·土地使用者確認書(当社書式)
- (4)個人墓地(ご自身の土地)
  - ・課税明細書(原本)
  - ·不動産登記簿
  - \* 課税地目、登記地目が「墓地」である必要はございません。
  - \* 課税明細書を当社に既にお送りいただいている場合、再度お送りいただく必要はございません。
  - \* 不動産登記簿は当社にて取得いたしますので、お送りいただく必要はございません。